

## 船舶事故調査報告書

平成24年8月2日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年8月17日 03時15分ごろ（日本時間）
発生場所	ソロモン諸島ニュージョージア島南方沖90海里付近 （概位 南緯09° 50.0′ 東経157° 27.0′）
事故調査の経過	平成23年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八 <sup>ごうえい</sup> 合栄丸、409トン 132921、株式会社合栄丸 56.17m×8.80m×3.85m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成4年10月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成6年8月23日 免状交付年月日 平成20年9月19日 免状有効期間満了日 平成26年8月22日 甲板員A（インドネシア共和国籍） 男性 43歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか22人（日本国籍3人及びインドネシア共和国籍21人）が乗り組み、ソロモン諸島南方沖の南太平洋において、まぐろはえ縄漁の揚げ縄作業中、平成23年8月17日03時15分ごろ、舷門で縄を引っ張っていた甲板員Aが、幹縄と魚の掛かった枝縄の間に入り、幹縄と枝縄が当たって前方に倒れて舷門から落水した。 本船は、直ちに救命浮環を投入し、周囲を探照灯で照らして探したが甲板員Aは、発見できなかった。 本船は、甲板員Aが落水後、3日間にわたって捜索を行ったが、甲板員Aは、発見されず、行方不明となり、のちに死亡認定された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約1～2m、水温 約28.3℃
その他の事項	甲板上で作業をしていた甲板員数名は、甲板員Aが幹縄と枝縄の間に入った瞬間に危ないと声を掛けた。 甲板員Aの服装は、合羽の上下に長靴を履いており、救命胴衣を着用していなかった。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 甲板員Aは、行方不明となったが、後日、死亡認定された。 本船はソロモン諸島南方沖でまぐろはえ縄漁の揚げ縄作業中、幹縄と魚の掛かった枝縄が甲板員Aに当たったことから、前方に倒れて舷門から落水したものと考えられる。 甲板員Aは、救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船がソロモン諸島南方沖でまぐろはえ縄漁の揚げ縄作業中、幹縄と魚の掛かった枝縄が甲板員Aに当たったため、前方に倒れて舷門から落水したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・救命胴衣を着用すること。	